

眞のタックスペイバーをめざす

UEENO



令和7年度 公益社団法人 上野法人会・女性部会
(税に関する絵はがきコンクール)
女性部会長賞 台東区立金曾木小学校 6年生の作品



NO.520



公益社団法人
上野法人会

<https://www.uenohoujin.or.jp>

「金利のある世界」への回帰を踏まえ、 金融市場の動揺を招かない財政運営を！

法人会は令和8年度税制改正への提言をまとめ、
政府や関係省庁に活動を始めました。

我が国は膨大な長期債務残高を抱え、ここにきて
公定歩合の引上げから国債費の利払い費負担が増し、
一般歳出予算への硬直化を招きかねません。

速やかに健全化に着手し、聖域なき歳出削減の方策と工程表を示せと、強く迫っています。

また、経営基盤が脆弱な中小企業への税制や法整備からの実効ある対策を求めています。

紙幅の関係上、要約掲載いたします

法人会

令和8年度税制改正

提言

I 税・財政改革のあり方

- 日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

- 今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。こうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

(1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。

(2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

(1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先

が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。

(2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。

(3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しております、与野党による精緻な議論を求める。

(4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

(5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

- 政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。
- マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。
- マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

II 経済活性化と中小企業対策

- 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。こうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15% を本則化すべきである。また、昭和 56 年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ 1,600 万円程度に引き上げること。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業継続に資する相続については、事業従事者を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和 8 年 3 月末日）と特例制度の適用期限（令和 9 年 1 2 月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

(1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。

(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。

(3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。

(4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

法人会税制提言の全文については、全法連HPをご覧下さい。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

税務署からのお知らせ

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。

令和7年度の税制改正により、源泉所得税関係について次のような改正が行われました。

(注) 令和7年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています

以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われることとなりました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

※ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額		
	改正後(注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)		
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円	48万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

《令和7年の源泉徴収事務における留意事項》

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与控除について、55万円の最低保証額が65万円に引き上げられました。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」と「令和8年分以後の源泉徴収税額表」が改正されました。

《令和7年の源泉徴収事務における留意事項》

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族^(注)を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(注) 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人のことをいいます。なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))				特定親族特別控除額
58 万円超	85 万円以下	(123 万円超	150 万円以下)	63 万円
85 万円超	90 万円以下	(150 万円超	155 万円以下)	61 万円
90 万円超	95 万円以下	(155 万円超	160 万円以下)	51 万円
95 万円超	100 万円以下	(160 万円超	165 万円以下)	41 万円
100 万円超	105 万円以下	(165 万円超	170 万円以下)	31 万円
105 万円超	110 万円以下	(170 万円超	175 万円以下)	21 万円
110 万円超	115 万円以下	(175 万円超	180 万円以下)	11 万円
115 万円超	120 万円以下	(180 万円超	185 万円以下)	6 万円
120 万円超	123 万円以下	(185 万円超	188 万円以下)	3 万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

□ 令和 8 年 1 月以後に支払うべき給与及び公的年金について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・親族の合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下である場合

公的年金等・・・親族の合計所得金額が 58 万円超 85 万円以下である場合

《令和 7 年の源泉徴収事務における留意事項》

令和 7 年 11 月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和 7 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 7 年 12 月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和 7 年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

（4）扶養親族等の所得要件の改正

上記（1）イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。また、上記（2）イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円（改正前：55 万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

《令和 7 年の源泉徴収事務における留意事項》

令和 7 年 11 月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和 7 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 7 年 1 月以後に支払う給与からこの改正が適用されます（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。）。

なお、公的年金等の受給者が、令和 7 年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなつた親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

上記（1）～（4）に関して、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

【国税庁ホームページ】（随時最新情報に更新します。）

令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



令和7年度 公益社団法人上野法人会・女性部会

主催：公益社団法人上野法人会
後援：国税庁

税に関する絵はがきコンクール

女性部会（中村部会長）では、税に関する絵はがきコンクールを開催いたしました。
台東区内小学校9校の6年生を対象に募集し、456作品の応募がありました。

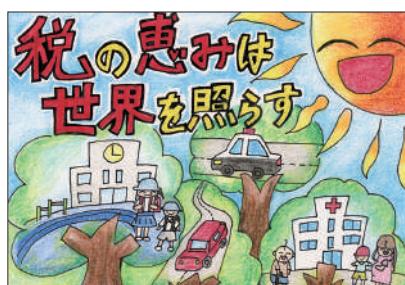
入選作品
発表！

東京上野税務署長賞



中野 輝子さん (谷中小学校)

上野法人会長賞



浮谷 真理子さん (根岸小学校)

台東区長賞



塩浦
琳子さん
(東泉小学校)

女性部会長賞

水嶋 杏さん
(金曾木小学校)



台東都税事務所長賞

内田 結さん
(黒門小学校)



優秀賞

(優秀賞：五十音順)



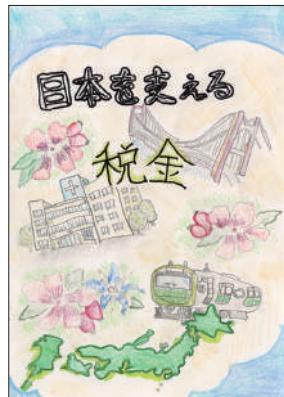
芦川 菜香さん
(谷中小学校)



大山 航希さん
(忍岡小学校)



小河原 美奈さん
(大正小学校)



斎藤 普さん
(上野小学校)



齊藤 英玲奈さん (根岸小学校)



佐藤 合さん
(大正小学校)



佐藤 永絆さん
(上野小学校)



徐 心萌さん
(東泉小学校)



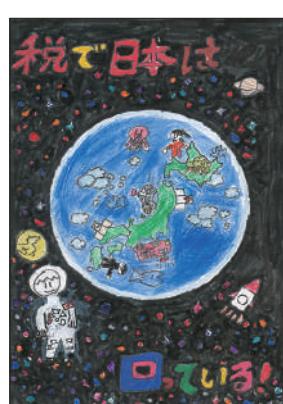
中井 珠己さん
(根岸小学校)



韓 侑林さん
(金曾木小学校)



古川 明香里さん (金曾木小学校)



松本 青さん
(根岸小学校)



山内 優奈さん
(忍岡小学校)



吉田 羽琉さん (平成小学校)



若林 日向葵さん
(黒門小学校)

委員会報告

第1回組織委員会

[とき]令和7年9月10日(水)11:00~

[ところ]朝日信用金庫西町ビル6階

組織委員会(上村委員長)では、第1回組織委員会を開催しました。今年度の会員増強活動について、活動施策、獲得目標等について話し合いを行いました。



上村委員長

第1回厚生共益事業委員会

[とき]令和7年9月22日(月)10:30~

[ところ]朝日信用金庫西町ビル4階

厚生共益事業委員会(八巻委員長)では、第1回厚生共益事業委員会を開催しました。10月15日開催の「第25回法人会寄席 in 鈴本」を中心に今後の活動予定について話し合いを行ないました。



八巻委員長



女性部会 社会貢献活動

ご協力ありがとうございました



いまも昔もお金は欲しいのだ

フリーランスライター 藤木順平

先日、友人たちとの雑談の中で「昔の1両って、いまのいくらだろう?」という話になつたので、間髪を入れず「8万円くらいかな」と言ってやつた(諸説ありますが)。江戸時代初期と幕末期では、物価変動で一概には言えないけど、円との換算のしやすさからいえば8万円がちょうどいい。

1両は4000文。で、1文は20円。落語『時そば』で知られる屋台のソバの代金が16文なので、換算して320円。まあ、こんなものだ。ほかに「分(ぶ)」という単位がある。4分で1両。1分は2万円になる。

前置きが長くなつたが、江戸時代に「富くじ」という制度があって「富札」が売られた。宝くじみたいなもの。主に、社寺の修理や再建の財源のために庶民からお金を集めた。富札1枚の値段が1分~2分。いまの2万円~4万円なのだ。気楽に買えないよ。見返りは一等が1000両。8000万円になる。

今年の年末ジャンボ宝くじの一等賞金は7億円(1枚300円)。対コスト比率からすると、計算するまでもなく宝くじの勝ち。しかし、宝くじの売り上げは減少している。わかるわかる。だって、当たらないんだものねー(個人的意見)。

【筆者紹介】藤木順平(ふじき・じゅんぺい) フリーランスライター。日本笑い学会会員。

部会報告

第2回研修会

源泉部会

第3回研修会

「労務管理、労働安全衛生管理及び 労災補償給付について」

[とき] 令和7年8月27日(水) 10:00~

[ところ] 朝日信用金庫西町ビル7階

[講師] 上野労働基準監督署 第2方面主任監督官 石川 正希 氏
安全衛生課長 貝瀬 創 氏
労災課長 下川 忍 氏



「その支払い、給与じゃないですか？」

～「外注費等を給与と認定されると」「判断のポイント」「最近の事例」など～

[とき] 令和7年10月8日(水) 10:00~

[ところ] 朝日信用金庫西町ビル7階

[講師] 東京上野税務署 法人課税第三部門
北川 雄一郎 上席国税調査官



青年部会 第3回役員会

[とき] 令和7年10月8日(水) 17:00~

[ところ] 朝日信用金庫西町ビル6階

青年部会（須賀部会長）では第3回役員会を開催し、青年セミナー等、今後実施される事業について話し合われました。



女性部会

第1回正副部会長会議

[とき] 令和7年9月11日(木) 14:00~

[ところ] 朝日信用金庫西町ビル5階会議室

女性部会（中村部会長）では第1回正副部会長会議を開催し、絵はがきコンクールの審査会および今後の事業について話し合われました。



法人会全国女性フォーラム 「北海道大会」

[とき] 令和7年9月18日(木) 14:00~

[ところ] 札幌パークホテル



東京上野税務署幹部と三部会（源泉・青年・女性）役員意見交換会

[とき] 令和7年9月8日(月) 17:30~

[ところ] 東天紅上野本店6階「ソールルーム」

東京上野税務署と三部会の役員の方々との意見交換会を開催しました。初めに7月10日付で着任された新幹部の方々との名刺交換、自己紹介を行い、部会間の情報交換等を行いました。



支部・地区だより

竹町支部

竹町支部
【親子バスハイク】(磯谷支部長)



令和7年9月28日(日) 東京ドイツ村
子ども達はアトラクション施設や広い敷地の芝生の上を走り楽しんでいました。

二長町地区(伊藤地区長)
【納涼夏まつり】



令和7年8月23日(土) 二長町町会第二倉庫前
多くの子ども達が参加し、輪投げ等のアトラクションを楽しんでいました。



令和7年10月4日(土) いきいきプラザ地下ホール
マンドリンクラブの演奏も素晴らしく皆さん楽しんでいました。



東上野支部

東上野支部
【ファミリークリエーション】(上野支部長)



令和7年8月17日(日) 伊豆フルーツパーク
メロン狩りを行い、子ども達は食べごろメロンの試食等に大喜びでした。

東上野宮元地区
【ふるさと祭り】(矢口地区長)



令和7年9月27日(土) 下谷神社境内及び参道
町内外はもとより外国の方も多く参加し、賑やかで楽しい一日でした。

東上野神吉地区
(河井地区長)



令和7年9月13日(土) 神吉会館
70歳以上の方を対象に記念品を各戸へ配布しました。



上野支部

上野支部
【区民クリエーション大会】(太田支部長)



令和7年9月25日(木) 千葉県野田市他
雪印メグミルク工場を見学後、買物や会席膳の懇親会を楽しみました。

池之端三丁目地区
【お祭り】(平崎地区長)



令和7年8月24日(日) 台東区池之端三丁目全域
子ども達の山車巡業のご褒美としてジュースやお菓子を配りました。

金杉支部

竜泉中部地区
【盆踊り及び子供縁日】(山田地区長)



令和7年8月23日(土) 一葉記念公園
子供縁日と盆踊りを行ない、大勢の方が参加し、大盛況でした。



入谷支部

中根岸地区
【夏の子ども会】(竹田地区長)



令和7年9月23日(水) 防災ひろば根岸の里
水遊び等の夏の名残を楽しみ、同時に水遊び訓練・放水訓練を実施しました。

仲入谷地区
【町会レクリエーション】(込山地区長)



令和7年9月21日(日) 栃木県栃木市他
蔵の街栃木の散策、大谷石地下採掘場跡の見学等を行ないました。

本入谷地区
(矢部地区長)



令和7年8月31日(日) 小野照崎神社境内
熱中症等も無く、みなさんに楽しく夏の思い出を作っていました。



国立大学の予算はごみ処理費の半分以下! ごみの少ない自治体ベスト10

食品ロス問題ジャーナリスト
井出 留美

お住まいの自治体が、どれくらいの量のごみを出しているか、調べたことはありますか?環境省が、毎年3月末に、一般廃棄物の排出及び処理状況について発表しています(※1)。

一般廃棄物の処理には年間2兆2912億円もの税金が使われています。このお金は、私たちが働いて納めた税金です。

先日、築地本願寺で食品ロスの講演をしたとき、講演終了後に国立大学名誉教授の方が名刺交換に来られました。その方は「国立大学の予算はいくらか知っていますか?」と私に質問しました。知らないと答えると「先ほどの、ごみ処理にかかる税金の半分以下ですよ」とおっしゃいました。帰ってから調べてみると、国立86大学への運営費交付金は2024年度で約1兆526億円、研究機構も含めた90法人には約1兆1422億円で、確かに年間ごみ処理費の半分以下でした(※2)。現在と将来の投資である大学教育の予算が、ごみ処理費の半分以下ということに衝撃を受けました。できるだけごみを減らせば、その分、節約できた税金を教育や福祉、医療、雇用など、有用なことに費やすことができます。

では、どうすればごみを減らせるのか。



参考情報

※1: 一般廃棄物の排出及び処理状況等(令和5年度)について(環境省、2025年3月27日)

https://www.env.go.jp/press/press_04470.html

※2: 24年度 国立大学法人運営費交付金

東京大840.4億円、京都大565.2億円など、国立86大学に総額1兆526.5億円交付!

(文部科学省教育情報センター、2024年4月)

https://eic.obunsha.co.jp/resource/pdf/educational_info/2012/0423_k.pdf

【筆者略歴】井出留美(いで・るみ)

奈良女子大学食物学科卒、博士(栄養学/女子栄養大学大学院)、修士(農学/東京大学大学院農学生命科学研究科)。ライオン、青年海外協力隊(JICA)、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食料支援での廃棄に衝撃を受け、株式会社Office 3.11を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。

『賞味期限のウソ』(幻冬舎新書)、『捨てないパン屋の挑戦』(あかね書房)など著書多数。

《表紙》 令和7年度 税に関する絵はがきコンクール
上野法人会女性部会長賞作品: 台東区立金曾木小学校6年生 水嶋杏さん

■令和7年11月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

法人会に入りませんか？

法人会は、税に関する活動で
企業や社会に貢献します！

法人会とは？

70年を超える歴史をもつ、約70万社が加入する経営者の団体です。
税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。
「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。



税の提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

税と経営の研修

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。その他、各種セミナーや会員交流会などで、あらゆる業種の経営者と知り合うことができ、新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスとなります。



税の啓発活動

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクール等を実施し、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、法人会自主点検チェックシートの活用を推奨しています。

租税教育活動

次代を担う児童・生徒の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、租税教育用テキスト等の刊行や、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。

従業員の退職金準備は

とくたいきょう

特退共

特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1カ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京都法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さんにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求
お問合せは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>

企C-2025-0008(2025年7月29日)P6965